

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和 7 年 7 月 2 日
担 当 課	下水道整備課

契約業者名・住所	株式会社シーエスエンジニアズ東関東支店 千葉県松戸市新松戸3-219
工事等の名称	松戸市下水道総合地震対策計画策定業務委託
工事等の場所	松戸市市内一円
種 別	設計委託
工事等期間	令和7年7月5日から令和8年3月23日
契約金額	9, 570, 000円
工事等の概要	下水道総合地震対策計画策定業務 一式
随意契約の理由	別添理由書のとおり

随意契約 理由書

本市では、地震時に下水道が最低限有すべき機能を確保するため、平成 20 年度から、下水道施設の地震対策事業として、マンホール浮上防止など管路施設の耐震化、及び被災した場合の減災対策として「松戸市地域防災計画」で位置付けられている指定避難所 107 か所のうち、市立小中学校 64 か所のマンホールトイレの整備を進め、令和 4 年度をもって事業が完了しています。

本業務は、指定避難所においてマンホールトイレの整備計画を策定すること、並びに、令和 7 年 1 月に策定した「松戸市上下水道耐震化計画（下水道）」において新たに位置付けした重要施設の流下管路の耐震化計画を策定するものです。

上記計画を基に、次年度から速やかに詳細設計・工事に着手する必要があることから、年度内の計画策定が求められます。また、本業務を遂行するためには従前の計画である「松戸市下水道耐震化基本計画」、「松戸市下水道地震対策緊急整備計画」、「松戸市下水道総合地震対策計画（Ⅰ期）」、「松戸市下水道総合地震対策計画（Ⅱ期）」との整合を図り、合理的に検討することが肝要となります。

株式会社シーエスエンジニアズ東関東支店は、本市下水道施設地震対策事業に係る従前の計画すべての策定業務を受託し、本市の地理的・地質的な条件、下水道施設や防災拠点等重要施設、地震時の被害予測を基とした必要な地震対策など、様々な制約や現場状況を十分に把握しています。また、令和 4 年度からは「松戸市下水道管路施設包括的維持管理業務」（下水道維持課）を受託した共同企業体の構成員としても従事しており、その信頼や実績が評価できるとともに、本市下水道施設を熟知していることから、既計画との整合を図り、マンホールトイレの整備及び重要施設として位置付けられた流下管路の耐震化計画の策定を今年度中に完了させる体制を有しているのは、株式会社シーエスエンジニアズ東関東支店において他にありません。

以上の理由により、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号の規定により随意契約とし、松戸市財務規則第 138 条第 1 項第 1 号の規定により、株式会社シーエスエンジニアズ東関東支店を見積業者として選定するものです。